

愛南町週休2日確保工事实施要領

(趣旨)

第1条 この内規は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の規定に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場において週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日確保工事」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 次号に定める対象期間において、次のいずれかに該当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ア 週単位 全ての週において現場閉所を土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 月単位 全ての月において4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

ウ 通期 対象期間において、平均して4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。)までの期間をいう。ただし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)6日間、夏季休暇(土日を除く。)3日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含め1日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除き、愛南町が発注する予定価格500万円以上の工事であって、かつ、契約工期が一月以上のものを対象とする。

(1) 社会的要請等により早期の完成が必要と判断されるもの(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)

(2) 現場条件、施工期間等の制約により週休2日を行うことが困難なもの

(3) 現場での実作業日数が1週間未満のもの

(4) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められるもの

2 発注者は、入札公告及び設計図書に週休2日確保工事の実績に関する特記仕様書(様式第1号)を添付し、明示するものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 受注者は、週休2日確保工事に取り組むときは、原則として対象期間中の土

日を現場閉所日としなければならない。ただし、夜間工事を行う場合については、土曜日から日曜日まで及び日曜日から月曜日までにわたる工事日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所できないときは、現場閉所日の振替を行うことができる。この場合において、週単位の週休2日確保工事の振替を行うときは、同一の週のうちから振替日を指定しなければならない。

3 現場閉所日は、元請け及び下請けを含む現場での作業を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、現場閉所日における作業として扱わないものとする。

- (1) 異常気象時等の緊急の対応であるもの
- (2) 現場見学会等により現場を公開するもの
- (3) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特段の理由がある場合を除き、土日の作業を指示しないものとする。
(発注方式)

第5条 週休2日確保工事の発注方式は、受注者の希望により工事着手前に発注者に届け出る方法による。

(実施方法)

第6条 受注者は、工事着手日までに週休2日確保工事の実施希望の有無を工事打合簿により監督員(愛南町建設工事執行規則(平成17年愛南町規則第22号)第15条第1項に規定する監督員をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

2 週休2日確保工事を実施する受注者は、原則として土日を現場閉所日とする工程表を提出するものとする。

3 受注者は、工事看板等により週休2日確保工事であることを明示するものとする。

4 受注者は、全ての現場作業が完了したときは、速やかに現場閉所報告書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

5 受注者は、第4条第2項の規定により現場閉所日の振替をするときは、工事打合簿によりその理由及び振替を行う日を発注者に通知しなければならない。

6 受注者は、工事の途中に週休2日確保工事の実施を取りやめ、又は変更するときは、工事打合簿にその理由を記載し、監督員に通知するものとする。

7 受注者は、工事日報、危険予知活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員から請求があったときは、速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第7条 発注者は、対象期間において月単位の週休2日に取り組む週休2日確保工事については請負契約を変更し、港湾工事(愛媛県が定める港湾土木請負工事積算基準又は水産庁が定める漁港漁場関係工事積算基準による工事をいう。)に係る間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)に対し、別表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

2 週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、悪天候等による予定外の現場

閉所は、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 週単位 対象期間の全ての週(月曜日から日曜日までの間を週の基本とする。)において、土日に現場閉所されていること。ただし、土日に工事を行わざるを得ない特段の理由があるときは、あらかじめ受注者が指定した土日に代わる現場閉所日を週休日とすることで達成したものとみなす。

(2) 月単位 対象期間の全ての月において、月ごとの現場閉所日数を当該月の日数で除して得た割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%以上であること。ただし、土日の現場閉所のみでは 28.5%に満たない月があるときは、当該月の土日の合計日数と同数の現場閉所を行うことで達成したものとみなす。

(3) 通期 対象期間の現場閉所率が 28.5%以上であること。

(工事成績評価)

第8条 週休2日確保工事の成績は、工事成績評価の「工程管理」の内容により評価を行うものとする。

2 週休2日の達成の有無にかかわらず、工事成績の減点は行わない。

(留意事項)

第9条 受注者は、週休2日確保工事の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

(1) 週休2日の確保を理由として工期を延期しないこと。ただし、工事を中止する場合において、工事再開後に週休2日相当を確保するための延期を除く。

(2) 施工箇所が点在する工事は、工事全体として判断すること。

(3) 現場閉所率は小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入すること。

(アンケート調査等)

第10条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施するときは、これに協力しなければならない。工事完成後においても同様とする。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要は事項については、発注者が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。

別表(第 7 条関係)

区分	補正係数
共通仮設費率	1. 02
現場管理費率	1. 03

様式第 1 号(第 3 条関係)

週休 2 日確保工事の実績に関する特記仕様書

本工事は、愛南町週休 2 日確保工事実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づく週休 2 日確保工事(受注者希望型)の対象工事である。

(対象期間)

第 1 条 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間とする。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間のほか、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(定義)

第 2 条 本仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休 2 日 次号に定める対象期間において、次のいずれかに該当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ア 週単位 全ての週において現場閉所を土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 月単位 全ての月において 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

ウ 通期 対象期間において、平均して 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。)までの期間をいう。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含め 1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。

(現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、週休 2 日確保工事に取り組むときは、原則として対象期間中の土日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所できないときは、現場閉所日の振替を行うことができる。この場合において、週単位の週休 2 日確保工事において土日に代わる現場閉所日を指定するときは同一の週のうちから日を指定することにより 1

週間に2日間以上の現場閉所を行うものとし、1回の夜間工事が二日にわたるときは、土曜日から日曜日まで又は日曜日から月曜日までにわたる工事において行う現場閉所は週休2日を達成しているものとみなす。

- 3 現場閉所日は、元請け及び下請けを含む現場での作業を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、現場閉所日における作業として扱わないものとする。

- (1) 異常気象時等の緊急の対応であるもの
- (2) 現場見学会等により現場を公開するもの
- (3) 発注者の指示によるもの

(実施方法)

第4条 受注者は、工事着手日までに週休2日確保工事の実施希望の有無を工事打合簿により監督員(愛南町建設工事執行規則(平成17年愛南町規則第22号)第15条第1項に規定する監督員をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

- 2 週休2日確保工事を実施する受注者は、原則として土日を現場閉所日とする工程表を提出するものとする。

- 3 受注者は、工事看板等により週休2日確保工事であることを明示するものとする。

- 4 受注者は、全ての現場作業が完了したときは、速やかに現場閉所報告書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

- 5 受注者は、前条第2項の規定により現場閉所日の振替をするときは、工事打合簿によりその理由及び振替を行う日を発注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、工事の途中に週休2日確保工事の実施を取りやめ、又は変更するときは、工事打合簿にその理由を記載し、監督員に通知するものとする。

- 7 受注者は、工事日報、危険予知活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員から請求があったときは、速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 発注者は、週休2日確保工事に取り組む工事については、現場閉所の状況により実施要領に基づき費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施するときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第7条 この仕様書に記載のない事項については、実施要領の規定による。

様式第2号(第6条関係)

現場閉所報告書

件 名：

工 期：

受注者：

現場代理人：

[illegible]